

第1992回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和6年10月24日(木) 午前10時開会
午前11時1分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、青木県立学校部長、吉田市町村支援部長、案浦参事、小谷野教育総務部副部長、無川ICT教育推進課長、竹野谷県立学校人事課長、櫻田県立学校人事課主任管理主事、越小中学校人事課長
平野書記長、小島書記、三橋書記、大久保書記、星野書記、縣書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- 会議を公開しないこととする事項について
日吉教育長が、第77号議案及び第78号議案の審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定
- (1) 報告事項
- 埼玉県学校教育情報化推進計画について
無川ICT教育推進課長(提出理由、計画の根拠、計画の位置付け、計画の期間、計画の対象、計画の内容について説明)
- 櫻井委員 一人一台端末となって2、3年経ちますが、新聞やニュースでは端末に

頼りすぎるのはどうなのかという意見もあるようです。一人一台端末となったことによって、何か教育的な効果が出たような事例があれば教えてください。

無川 I C T 教育推進課長 小中学校は、G I G A スクール構想によってタブレット端末が全校で整備されており、高校でも B Y O D によって端末の整備が進みつつあります。I C T 機器を活用する場面といたしまして、個別最適な学びの部分におきましては、調べたいときに端末があればすぐに調べることができるため、自分の進度に応じて使えるツールとなっております。端末の整備を進めるとともに、そのような活用についても、本計画の基本方針に基づき進めていければと考えております。

戸所教育長職務代理者 資料 8 ページに、基本方針に基づいた目標値が記載されていますが、基本方針 3 「学習者用コンピュータの更新・整備状況」だけが目標値 9 5 パーセントとなっています。他の方針の目標値は 1 0 0 パーセントとなっていますが、基本方針 3 だけ 9 5 パーセントとしているのは、予算の関係あるいは何か他の理由があるのでしょうか。

無川 I C T 教育推進課長 現在、G I G A スクール構想が第 2 期に入っており、今年度から令和 1 0 年度の 5 年間で、市町村立学校のタブレットを更新していくこととなっております。本計画は、令和 8 年度までの計画期間としておりまして、各市町村における端末の整備状況計画を把握したところ、令和 8 年度時点では 9 5 パーセント程度に達する見込みであることから、基本方針 3 の指標として掲げております。令和 1 0 年度には 1 0 0 パーセントとなるよう、途中経過である令和 8 年度末では 9 5 パーセントを目標としているということでございます。

首藤委員 基本方針の四つについて、よく分かりますし必要だと思います。教員の I C T を活用した指導力については、1 0 0 パーセントを目標としていて、環境整備についても 1 0 0 パーセント近くを目標としていますが、様々な学校を訪問する状況では、小中学校は市町村によってとても差が大きいと思います。県立学校におきましても、学校によって使い方や活用の仕方について差が大きいと思いますが、1 0 0 パーセントという目標を達成するに当たって、最低限必要な基準のようなものはあるのでしょうか。

無川 I C T 教育推進課長 「授業に I C T を活用して指導できる教員の割合」

100パーセントの達成に向けて、I C T を活用できている先生もいれば、そうではない方もいらっしゃいますので、本県におきましては、「教師の I C T 活用指導力向上のためのルーブリック」を昨年度作成し、今年度も県立学校の教員に対して活用の周知を図っております。こちらは、教員の I C T 活用習熟度の評価、観点をマトリックス上で可視化しているもので、文部科学省から示されている I C T 活用指導力のチェックリストをベースに埼玉県独自で作成しております。基本操作、業務での活用、学習場面での活用など複数の観点がありますが、習熟度別に整理をしております。例えば、共同学習の場面においては、クラウドが利用できるか、共同編集の機能が活用できるかといった、基本的な操作から応用的な部分まで含まれています。ルーブリックは、教員が活用することを想定しておりますが、各自が自身の現在地を確認しながら、I C T 活用指導力を高めていくことを目的としております。今年度、総合教育センターで実施する年次研修などでルーブリックの活用を推進しているところがございますので、ベースアップ部分については、フォローしていけると考えております。

首藤委員 教師の方は目標がはっきりして、それをクリアすることで生徒の資質・能力が高まることが分かれば、向上心も湧いてくると思いますので、良い取組だと思います。

小林委員 こちらは大きな計画なので、個別具体的にどのようなことを行うのかまでは、まだまだこれからかと思えます。首藤教員が発言されたことにもつながりますが、様々な学校を拝見させていただいている中で、やはりそれぞればらつきがあり、また、小学校1年生と高校3年生のゴールは全然違うかと思えます。特に、児童生徒の活用状況について、使いこなして、きちんとそれぞれの資質・能力を育成することに関しては、どのようになったら資質・能力が育成されたのか、最終的なゴールがまだ見えません。例えば、小学校低学年は、このようになっていたら資質・能力が育成された、高校3年生は、このようになっていたら資質・能力が育成されたというゴールのようなものが資料では伝わってこないの、保護者としても、自分の子供たちがどのような状況だったら良いのかが分からない

というのが率直な感想です。その辺りについて、今どのように考えられているのか、お聞かせください。また、児童生徒の資質・能力の育成に対しての指標が、ICT活用を指導できる教員の割合となっていることが、どうもしっくりきいていません。先生が指導できて、その先の子供たちがきちんと理解して、資質・能力が育っていなければ、育成できたと言えないのではと感じます。なぜ子供たちの資質・能力の育成に関して、指標が教員の割合となっているのか、もう少し分かりやすく教えてください。

無川 ICT教育推進課長 まず、どのような状況になれば、小学校低学年と高校3年生の資質・能力が育成できたといえるのかについて、お答え申し上げます。委員の御質問に対しては、今回の取組で、「情報活用能力体系表 埼玉モデル」の推進を掲げております。こちらは、元々は学習指導要領に沿った児童生徒の情報活用能力の育成を目的として、文部科学省が示している情報活用能力の体系表でございまして、それを基に埼玉モデルを作成しております。こちらは、各学校の校内研修や教科会議等において活用されることを想定しており、体系表を活用することで、どの学校でも教科横断的な指導や学びの連続性を意識した情報活用能力の育成に向けた取組を推進することができると考えております。埼玉県版の特徴としては、委員がおっしゃったように、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高校の各発達段階別に求められる能力を一覧にしており、チェック欄を設けてどこまで指導できたか、教師が振り返られるような作りになっております。子供たちの情報活用能力の育成と教員のICT活用指導能力の向上は一体でございまして、計画期間中におきましても、教員が教育活動全般で意識的に活用してもらえよう、こちらの体系表を今後もより分かりやすく使いやすいものにするため、更なる改善を図ってまいりたいと考えております。次に、児童生徒の資質・能力の育成に関して、なぜICT活用を指導できる教員の割合が指標となっているのかについてですが、生徒を対象とする調査や数字がないことが原因としてありますが、教員のICT活用指導力は、子供たちの資質・能力の育成と一体でございまして。こちらは、文部科学省の全国的な調査で、児童生徒のICT活用を指導する能力が示されており、そこで求められる項目をベースに設定しており

ます。子供たちができるようになったのか、教員が自分で授業の準備ができるのか、それぞれ見ているものが異なりますので、そちらをそれぞれの指標として設定しているところでございます。

(2) その他

櫻井委員 先日、自転車で登校中の高校生が交通事故に巻き込まれ、大きな事故があったということをお伺いしています。学校訪問に行くと、特に高校によっては、自転車通学をする学生の割合が非常に多い学校もあるということで、11月1日から道路交通法が改正になり、自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」や酒気帯び運転の罰則が強化されます。また、2年以内に16歳以上については、自転車についても一時停止や信号機の違反など一定の違反について反則制度で青切符が適用されると聞いております。このような事故があったという機会もありますので、できれば各高校の皆様には自転車の安全な運行やヘルメットの着用について、職員の皆様にも併せて注意喚起をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

日吉教育長 ありがとうございます。自転車の交通事故の件で、櫻井委員からお話を頂きました。この度、交通事故で亡くなられた生徒さんに関しましては、心からお悔やみを申し上げまして、御冥福をお祈り申し上げたいと思います。今、委員お話しのとおり、未来ある子供たちの命が、自転車乗用中、通学中に事故によって奪われることのないように、今回の道路交通法の改正については、各学校に対してしっかりと周知をしていかなければいけないと考えています。また、自転車乗車中のヘルメットの着用についても、しっかり取り組んでいかなければいけないと思っております。県立高校においては、着用率はまだあまり高い状況ではないと認識しておりますが、これまでも警察と教育委員会が連携をして、様々なモデル校などを設定して啓発に努めてまいりましたけれども、今後とも、そのような取組を広めながら、今回のような痛ましい事故が今後起きないように、教育委員会としてもしっかりと取り組んでまいります。

(3) 次回委員会の開催予定について

11月8日(金)午前10時

<非公開会議結果>

議事

第77号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った県立大宮南高等学校の男性教諭(46歳)に対して、3か月間、給料の月額額の10分の1を減給する懲戒処分を決定しました。

第78号議案 教職員の懲戒処分について 上程

非違行為を行った日高市立高麗小学校の女性会計年度任用職員(41歳)に対して、免職する懲戒処分を決定しました。